

茨城県公立の小学校等の校長及び教員の資質向上協議会設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第22条の7の規定に基づき、公立の小学校等の校長及び教員（以下「教員等」という。）の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うため「茨城県公立の小学校等の教員等の資質向上協議会（以下「協議会」という。）」を設置し、その運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる項目について、構成員の共通理解を確立するために協議を行う。

- (1) 法第22条の3第1項に定める教員等の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）の策定及び変更に関すること。
- (2) 指標に基づく校長及び教員の資質の向上に関すること。
- (3) その他必要と認める事項に関すること。

(構成員)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会長)

第4条 協議会には会長を置き、茨城県教育庁学校教育部長をもって充てるものとする。

(会議)

第5条 協議会の会議は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会には、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局を茨城県教育庁学校教育部教育改革課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、平成29年6月2日から施行する。

この要綱は、令和4年10月3日から施行する。

この要綱は、令和7年9月19日から施行する。

別表

関係大学等	
	茨城大学教育学部長
	筑波大学全学学群教職課程委員会委員長
	茨城キリスト教大学教職課程委員会委員長
	常磐大学教職センター長
	流通経済大学教職課程運営委員会委員長
	筑波技術大学教職課程センター長
関係機関等	
	茨城県学校長会長
	茨城県高等学校長協会長
	茨城県特別支援学校長会長
	茨城県市町村教育長協議会長
	茨城県PTA連絡協議会長
	茨城県国公立幼稚園・こども園長会長
茨城県教育委員会	
	茨城県教育庁学校教育部長
	茨城県教育庁学校教育部義務教育課長
	茨城県教育庁学校教育部高校教育課長
	茨城県教育庁学校教育部特別支援教育課長
	茨城県教育庁学校教育部保健体育課長
	茨城県教育庁学校教育部生徒支援・いじめ対策推進室長
	茨城県教育研修センター所長
	茨城県教育庁学校教育部教育改革課長